

6 草津漁港

所在地	漁 港 地 区 の 範 囲		字 名	備 考
	漁 港 区 域			
	水 域	陸 域		
広島市西区草津港一丁目	次のア点からモ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、太田川河川水面及び八幡川河川水面		井口草津	漁港の指定(第2種)
				昭和27年12月29日 農林省告示第682号
	ア点 北緯 34度22分13秒7408 東経 132度24分36秒8859			漁港の指定変更(第3種に変更)
	イ点 北緯 34度21分34秒5415 東経 132度24分28秒5380			昭和37年10月25日
	ウ点 北緯 34度21分32秒2443 東経 132度22分44秒7161			農林省告示第1342号
	エ点 北緯 34度21分51秒7988 東経 132度22分38秒1184			漁港の指定内容変更(区域変更)
	オ点 北緯 34度22分32秒7737 東経 132度23分43秒2255			昭和46年7月15日
	カ点 北緯 34度22分36秒3139 東経 132度23分52秒9370			農林省告示第1170号
	キ点 北緯 34度22分35秒4031 東経 132度23分53秒6708			漁港の指定内容変更(区域表示変更)
	ク点 北緯 34度22分36秒4437 東経 132度23分57秒8908			平成18年3月20日
	ケ点 北緯 34度22分37秒3767 東経 132度24分00秒6879			農林水産省告示第338号
	コ点 北緯 34度22分37秒3809 東経 132度24分01秒4063			漁港管理者の指定
	サ点 北緯 34度22分36秒7246 東経 132度24分04秒2785			昭和28年1月6日
	シ点 北緯 34度22分36秒7493 東経 132度24分04秒8135			農林省告示第1号
	ス点 北緯 34度22分37秒2231 東経 132度24分04秒8148			
	セ点 北緯 34度22分37秒3132 東経 132度24分03秒5270			
	ソ点 北緯 34度22分37秒6025 東経 132度24分02秒9652			
	タ点 北緯 34度22分39秒6761 東経 132度24分02秒2801			
	チ点 北緯 34度22分40秒0392 東経 132度24分02秒3328			
	ツ点 北緯 34度22分40秒3636 東経 132度24分03秒7531			
	テ点 北緯 34度22分40秒2538 東経 132度24分06秒3571			
	ト点 北緯 34度22分39秒4417 東経 132度24分06秒3889			
	ナ点 北緯 34度22分39秒5734 東経 132度24分07秒2920			
	ニ点 北緯 34度22分41秒6558 東経 132度24分11秒7925			
	ヌ点 北緯 34度22分39秒8866 東経 132度24分12秒8427			
	ネ点 北緯 34度22分37秒7163 東経 132度24分08秒0908			
	ノ点 北緯 34度22分37秒0339 東経 132度24分06秒9940			
	ハ点 北緯 34度22分34秒4246 東経 132度24分08秒0953			
ヒ点 北緯 34度22分33秒7617 東経 132度24分12秒2169				
フ点 北緯 34度22分34秒3809 東経 132度24分12秒4031				
ヘ点 北緯 34度22分36秒0552 東経 132度24分19秒3086				
ホ点 北緯 34度22分37秒1422 東経 132度24分22秒7490				
マ点 北緯 34度22分38秒9421 東経 132度24分23秒5214				
ミ点 北緯 34度22分36秒0935 東経 132度24分27秒9331				
ム点 北緯 34度22分35秒3426 東経 132度24分30秒5906				
メ点 北緯 34度22分34秒4394 東経 132度24分37秒3110				
モ点 北緯 34度22分34秒4494 東経 132度24分38秒8747				

7 五日市漁港

広島市佐伯区海老山町258番1に設置された五日市三等三角点から251度14分174. 2メートルの地点をイ点とし、イ点から82度23分11. 1メートルの地点(ロ点)に引いた線(イ線)、ロ点から169度9分37. 6メートルの地点(ハ点)に引いた線、ハ点から170度22分7. 5メートル地点(ニ点)に引いた線、ニ点から169度49分10. 4メートルの地点(ホ点)に引いた線、ホ点から166度30分10. 8メートルの地点(ヘ点)に引いた線、ヘ点から164度25分11. 1メートルの地点(ト点)に引いた線、ト点から154度38分10. 6メートルの地点(チ点)に引いた線、チ点から177度50. 9メートルの地点(リ点)に引いた線、リ点から129度157メートルの地点(ヌ点)に引いた線、ヌ点から156度137メートルの地点(ル点)に引いた線、ル点から247度582メートルの地点(ワ点)に引いた線、同市佐伯区楽々園六丁目1059番3西端に設置された標柱(ヰ点)から143度402メートルの地点(カ点)に引いた線(ロ線)、ワ点からカ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から312度41分55. 7メートルの地点(ヨ点)に引いた線、ヨ点から262度302メートルの地点(タ点)に引いた線、タ点から172度322メートルの地点(レ点)に引いた線、レ点から259度30分696. 1メートルの地点(ソ点)に引いた線、同欄に規定するワ点からソ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域	五日市	漁港の指定(第1種) 昭和27年6月23日 農林省告示第271号 漁港の指定変更(第2種に変更) 昭和36年8月28日 農林省告示第908号 漁港の指定内容変更(区域変更) 昭和41年2月7日 農林省告示第130号 漁港の指定内容変更(区域変更) 昭和61年1月17日 農林水産省告示第78号 漁港の指定内容変更(区域変更) 平成9年12月18日 農林水産省告示第1811号 漁港の指定変更(第1種に変更) 平成13年3月22日 農林水産省告示第440号 漁港管理者の指定(第1種) 昭和32年4月26日 広島県告示第259号 漁港管理者の指定(第2種) 昭和37年1月12日 農林省告示第17号 漁港管理者の指定(第1種) 平成13年3月22日 農林水産省告示第441号
---	--	-----	---